

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴い掲示

2024 年診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーションいこいは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、オンライン資格確認により、ご利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより看護医療 DX 加算として定められた額を所定額に加算します。

これに関する施設基準は以下の通りです。

- 1・厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること
- 2・マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えていること
- 3・医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
- 4・以上掲示事項についてウェブサイト(当サイト)に掲示していること

<資格情報の提供について>

資格情報の提供はご利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 2 月 1 日

訪問看護ステーションいこい